重要事項説明書

（介護保険）

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に際し、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりとする。

１．事業者

事業者名称	医療法人誠和会
主たる事務所の所在地	倉敷市中島８３１
法人種別	医療法人
代表者名	小出　尚志

２．事業所

事業所名称	倉敷紀念訪問看護ステーション
所在地	岡山県倉敷市中島７７０－１
開設年月日	平成８年４月１日
介護保険事業所番号	倉敷市３３６０２９００６２号
電話番号	０８６－４６５－０１２１
サービス提供区域	倉敷市（児島、真備を除く）

３．営業日、営業時間等

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	月～金曜日　８：３０～１７：３０ 土曜日　　８：３０～１２：２０
休業日	日曜日・祝祭日・８／１４～８／１５・１２／３０午後～１／３

４．事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援・要介護状態と認定された利用者に対し、介護サービスを提供した場合に可能な限り、居宅において有する能力に応じて自立し日常生活を営むことができるよう支援する。
運営の方針	利用者の主体性を尊重し、各種の医療・介護関係者と連携を行い、要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。

５．事業所の職員体制

職種	人員
管理者（看護師）	１名
看護師	名（常勤　　名　非常勤　　名）
理学療法士等	名（常勤　　名　非常勤　　名）

６．訪問看護の内容

１）健康状態の観察、療養上の相談（介護相談、薬の管理、症状に対する対応）

２）日常生活の看護（入浴、清拭、洗髪、食事、排泄の介助等）
３）主治医の指示による医療処置（カテーテル、呼吸器、酸素、創の処理、点滴等）
４）ターミナル（終末期）ケア
５）リハビリテーション
＊訪問看護ステーションにおける理学療法士等の訪問について
訪問看護ステーションにおける理学療法士等による訪問は、看護職員の代わりに行うリハビリテーションであり、看護業務の一環です。そのため、訪問看護サービス利用開始時やご利用者の状態変化に合わせ定期的に看護職員が訪問を行い、ご利用者の状態を適切に評価した上で、看護職員と理学療法士等が連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成します。

７．個別サービス計画
１）事業者は、主治医の診断に基づいて、利用者の病状・心身の状態・日常生活の状況、利用者及び家族の希望をふまえ訪問看護計画書を作成します。
２）事業者は、居宅サービス計画（ケアプラン）の内容に沿って、訪問看護計画書を作成します。
３）事業者は、訪問看護サービスを提供するにあたり、居宅支援事業者及びその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
４）事業者は、利用者又はその家族が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者へ連絡調整するなど必要な援助を行います。
５）事業者は、次のいずれかに該当する場合、訪問看護計画書を変更します。
（１）利用者の心身の状態や環境の変化等により、訪問看護の内容変更が必要となった場合
（２）利用者及び家族等が訪問看護計画の変更を希望する場合
６）事業者は訪問看護計画書の内容を利用者または家族へ説明し同意をいただきます。

８．サービス提供の記録
１）事業者は、訪問看護サービスを提供する毎に、サービスの提供の状況、内容等について訪問看護記録書を作成します。
２）事業者は、訪問看護サービス提供に関する記録を整理し、完結日から５年間保存します。
３）事業者は、利用者及び家族が希望する場合、訪問看護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。

９．利用料金
１）利用料は、利用月の翌月１５日頃に請求書を郵送しますので、口座振替でのお支払いをお願いします。また請求書郵送の際、前月分領収書も同封します。
２）利用料金単価（介護保険負担割合証の自己負担割合に準ずる。１単位＝１０円）

（１）看護師が訪問する場合

利用時間	要介護	要支援
所要時間２０分未満	３１４単位	３０３単位
所要時間３０分未満	４７１単位	４５１単位
所要時間３０分以上１時間未満	８２３単位	７９４単位
所要時間１時間以上１時間３０分未満	１１２８単位	１０９０単位

（２）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問する場合

利用時間	要介護	要支援
所要時間２０分	２９４単位	２８４単位
所要時間４０分	５８８単位	５６８単位
所要時間６０分	７９５単位	４２６単位

３）その他の利用料

（１）実施区域外での交通費（実費）

①実施区域を越えて片道５ｋｍ未満　　１５０円

②実施区域を越えて片道５ｋｍ以上１０ｋｍ未満　　２００円

③実施区域を越えて片道１０ｋｍ以上１５ｋｍ未満　　２５０円

④実施区域を越えて片道１５ｋｍ以上　　３００円

（２）死後の処置料　　１０，０００円（税抜）

４）各種加算について

（１）緊急時訪問看護加算１：月１回６００単位。あらかじめ利用者または家族の同意を得たうえで、電話等によって看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとり、必要時緊急訪問を行う。

（２）特別管理加算：月１回５００単位または２５０単位。医療的な管理が必要な利用者に対し、計画的に管理が行われている場合。

①Ⅰ（５００単位）：在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方。気管カニューレ、ドレーンチューブ、留置カテーテル（バルンカテーテル、胃瘻、腸瘻、経鼻カテーテル、ＣＶポート、ＣＡＰＤ等）を使用している方。

②Ⅱ（２５０単位）：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅人工呼吸指導管理在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管

理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週３回以上行う必要があると認められる状態の方。

（３）初回加算または退院時共同指導加算

①初回加算Ⅰ（３５０単位）：過去２ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険での訪問看護を含む）で、新規に訪問看護計画書を作成し、医療機関等の退院日に訪問看護を提供した場合。

②初回加算Ⅱ（３００単位）：過去２ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険での訪問看護を含む）で、新規に訪問看護計画書を作成し、医療機関等の退院当日以降に訪問看護を提供した場合。

③退院時共同指導加算（６００単位）：病院・診療所・介護保険施設・介護医療院から退院・退所する場合。

（４）早朝、夜間、深夜加算

①夜間・早朝加算：所定単位の２５％を加算する。

②深夜加算：所定単位の５０％を加算する。

（５）複数名訪問看護加算（３０分未満２５２単位、３０分以上４０２単位）：１人での訪問が困難な場合。

（６）サービス提供体制加算Ⅰ（６単位）：サービスの質を上げるための取組みを行っていることを評価する場合。

（７）看護体制強化加算Ⅱ（２００単位）：厚生労働省が定めた一定の条件を満たした訪問看護ステーションが算定する。

（８）ターミナルケア加算（２５００単位）：在宅で死亡した利用者のターミナルケアを行った場合、死亡月に算定する（要介護のみ）。

＊加算算定表（算定開始及び変更時に記載）

加算項目	同意日	中止日	備考欄
複数名訪問看護加算（３０分未満）			
複数名訪問看護加算（３０分以上）			
緊急時訪問看護加算１			
ターミナルケア加算			
看護体制強化加算Ⅱ			

１０．利用料の滞納

１）利用者が正当な理由なく支払うべき利用料を３ヶ月以上滞納した場合、事業者が利用者に対して２週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないときは、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで、利用者に対する訪問看護サービスの全部または一部の提供を一時停止します。

２）前項の一時停止の意思表示をしたのち、２週間経過しても全額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、契約を解除します。

１１．利用者の解約権

利用者は７日以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

１２．事業者の解約権

１）事業者は、利用者及び家族が故意に法令違反またはサービス提供を阻害する行為（各種ハラスメント行為を含む）をなし、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用契約の目的を達することが困難となった場合、３０日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。ただし、事業者が訪問看護の業務を継続できない特別な事情が生じた場合には、予告期間をもたず契約を解除する場合があります。

２）事業者は前項により契約を解除しようとする場合は、事前に主治医、利用者の居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し必要な援助を行います。

１３．契約の終了

以下のいずれかに該当する場合、この契約は終了します。

１）上記１１の規定により、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

２）上記１０及び１２の規定により、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。

３）利用者の要介護認定区分が非該当と認定された場合。

４）利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合。

５）利用者が死亡した場合。

１４．担当看護師・療法士

１）サービスを提供する担当看護師、理学療法士等は、利用者からの担当交代を希望する意思表示があれば、変更を拒む理由がない限り、担当を変更します。

２）事業者は担当看護師、理学療法士等の交代により、利用者及び家族に対し、訪問看護サービス利用上不利益が生じないよう配慮します。

３）事業者は担当看護師、理学療法士等が体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替職員を人選し、利用者・家族に連絡します。

１５．事故発生時の対応

１）事業者は、訪問看護サービス提供時に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じ、利用者の家族への連絡を速やかに行います。

２）事業者は、事故の内容により保険者の指定する行政機関に対し、速やかに報告をします。

１６．損害賠償

１）事業者は、訪問看護サービスの提供時の事故により利用者又は家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

２）前項の場合において、当該事故発生につき、事業者に重過失がない場合は、賠償額を減ずることができます。

１７．非常災害対策

１）事業者は、災害発生時の状況により、できる限りの安全を確保したうえで、訪問を打ち切ることもあります。

２）自然災害の発生に備え、避難方法や連絡方法を話し合っておいてください。

３）災害時は、災害に起因する緊急対応はできません。

４）事業者は、災害発生時、県内の訪問看護ステーションと協働し、できる限りサービス提供を継続できるよう努めます。

① 災害時のキーパーソン	（続柄　　）
② ①の連絡先	
③ 避難場所	

１８．秘密保持及び個人情報保護

１）事業者は、訪問看護サービスを提供するうえで知り得た利用者及び家族の秘密・個人情報は、利用者又は家族の生命・身体等に危険がある場合を除き、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

２）事業者は、以下のような場合において、必要に応じて個人情報を提供します。

（１）病院・診療所・薬局及び居宅介護支援事業所等との担当者会議による連携や照会へ回答する場合

（２）緊急時・災害時等における生命・身体保護のため、安否情報を市町村等へ提供する場合

（３）医療機関および介護保険施設等へ入院・入所する場合

（４）審査・支払い機関へのレセプト提出の場合

（５）学会・研究発表等での事例発表をする場合

（６）学生等の実習や研修に協力する場合

１９．虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権擁護や利用者への虐待等の防止について担当者を選任し、以下の措置を講じます。また、訪問看護サービス提供中に、事業者又は養護者による虐

待を受けたと思われる利用者を発見した場合、市町村及び居宅介護支援事業者等に速やかに報告します。

１）虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び結果の周知

２）虐待防止のための指針の整備

３）虐待防止のための従業者に対する研修の実施（年１回以上、新規採用時）

２０．身体的拘束等の適正化

事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者又は家族等の生命・身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合は、利用者の心身の状態・時間及び身体的拘束を行う理由を訪問看護記録書に記録します。

２１．苦情対応

１）事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者又は家族から苦情の申し立てがあった場合、迅速かつ誠実に対応を行い改善に努めます。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合、その指導や助言に従って必要な改善を行います。

２）事業者は、利用者及び家族からの相談や苦情等に対応する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速かつ適切に対応します。

◎相談・苦情等窓口

相談窓口	（事業所相談窓口） ■　倉敷紀念訪問看護ステーション 対応時間　　平日　８：３０～１７：１０ 　　土曜　８：３０～１２：００ 電話　　０８６－４６５－０１２１ 担当者　　管理者　政光　歩美 （行政相談窓口） ■　岡山県国民健康保険団体連合会 電話　０８６－２２３－８８１１ 受付時間：月曜日～金曜日　８：３０～１７：００ （土日祝、年末年始を除く） ■　倉敷市役所介護保険課 電話　０８６－４２６－３３４３ 受付時間：月曜～金曜日　８：３０～１７：１５ （土日祝、年末年始除く）

２２．その他

１）訪問時はペット及び訪問者双方の安全を考慮し訪問看護サービス提供中のペットは別室又はケージ等での待機をお願いします。

２）交通事情等により予定の訪問時刻より遅れる場合がありますのでご了承ください。

３）訪問日・訪問時間・担当者については、諸事情により変更する場合があります。

４）利用者及び家族からのお心遣いや訪問中の飲食等は、感染症対策の観点からもご遠慮いただいています。
５）請求書・領収証等の再発行はできませんので、大切に保管をお願いします。

２３．契約外条項等
１）本契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。
２）本契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合は、別途契約が必要となります。

介護保険制度による居宅サービス契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という）と倉敷紀念訪問看護ステーション（以下「事業者」という）は、事業者の管理者　政光　歩美　より重要事項の説明を受け、その内容に同意いたします。また、緊急・災害時においては、身体・生命保護のため、利用者の安否情報を事業者が行政や他訪問看護ステーション等に提供すること及び個人情報の取り扱いについて理解し同意いたします。

この同意を証するため、本書２通を作成し、事業者と利用者が１通ずつ保有するものとします

令和　　年　　月　　日

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人（家族・後見人）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄　　）

事業者	所在地	〒７１０－０８０３　岡山県倉敷市中島７７０－１
	事業者名	医療法人誠和会
	事業所名	倉敷紀念訪問看護ステーション
	代表者名	理事長　小出　尚志
	電話	０８６－４６５－０１２１
	管理者名	政光　歩美